医政発 0 3 1 8 第 1 5 号 健 発 0 3 1 8 第 8 号 生食発 0 3 1 8 第 1 号 雇児発 0 3 1 8 第 2 号 平成 2 8 年 3 月 1 8 日

厚生労働省医政局長 厚生労働省健康局長 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)

「第3次食育推進基本計画」の決定について

食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第1項に基づく標記計画については、本日、食育推進会議(会長:内閣総理大臣)において、別紙のとおり決定されたところである。

各都道府県・保健所設置市・特別区におかれては、「第3次食育推進基本計画」 に盛り込まれた施策について積極的な取組を推進していただくとともに、地域の実 情を踏まえた「食育推進計画」の見直し及び実施に努めていただくようお願いする。 また、管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)、関係機関、関係団体等に

対する周知及び適切な支援をお願いする。